

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

国民年金の納付記録を照会したところ、昭和43年1月から44年3月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらいました。当時は婦人会の人々が地区の会館へ集金に来て、母親が家族の保険料を一緒に渡していました。

申立期間において、自分だけが未納ということはありませんので、記録の訂正をお願いします。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて、国民年金保険料の未納期間はない。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする家族については、申立期間を含めて国民年金保険料をすべて納付済みとなっており、さらに申立人の兄も「母が家族全員の保険料を婦人会に納付していた。」と証言していることから、申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

加えて、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）について、申立人の名前が誤記されるなど、当時の事務処理が不適切であったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和47年1月から50年2月まで  
②昭和50年3月から51年2月まで  
③昭和56年1月から同年5月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、上記①の期間が未加入、②及び③の期間が未納となっていた。

私は、結婚直後に国民年金に加入していたと思っていたのに昭和50年3月に加入したことになる上、加入直後から未納となっていることは納得できない。また、③の期間が未納となっているが、56年8月に厚生年金保険に加入するまでの期間は、集金人に保険料を納付していた。

上記のような状況であるので、これらの期間の年金記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間③について、国民年金に加入後引続き地元婦人会の集金人に保険料を納付していたと主張しているが、当時、申立人が保険料を未納とする特段の事情はうかがえず、また、昭和51年3月の国民年金加入後は、③の申立期間を除き未納期間が無いことから、56年6月24日の資格喪失届提出時点までは保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立人は、申立期間当時、任意加入適用者であり国民年金加入手続の時点から被保険者資格を得ることとなる。申立人は、昭和47年1月の結婚直後に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年5月29日に払い出されており、申立期間①及び②について、保険料を納付していたとは考え難い。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和42年8月ごろにA市町村内で転居したが、集金人が新居の所在地がわからず集金に来てくれなかったため、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。しかし、集金人が新居に初めて来た際に、過去の未納の保険料を預かることができないので、市町村役場へ行くように言われ、保険料を納めるために市町村役場に行った。当時、市町村役場は工事中であったので、仮設の建物で受付をしており、そこで保険料を支払ったように思う。

以上のとおり、申立期間の保険料は納付しているはずなので納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申立人の誤解から納付していなかった9か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことに関する記憶が具体的かつ鮮明な記憶を有している。

さらに、①申立人が記憶している当該保険料と納付に必要な保険料額がおおむね一致していること、②当該保険料を納付したとする時期と特殊台帳における新居への住所変更記録とが符合すること、③当該保険料を納付したとする市町村役場は当時増築工事中であったと確認できることなどから、申立内容には信ぴょう性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から平成10年11月まで

申立期間については、昭和55年2月に経営していたA事業所倒産後、国民年金再加入と、同年3月から60歳までの間の国民年金保険料の免除申請をしたので、加入と免除の申請をしたことを認めて記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月にA事業所倒産後、B市町村役場の税務課で税金免除の申請を行い同時に国民年金の免除申請申請をしたと主張しているが、申立人のこれら申請に関する記憶は鮮明であり、基本的に信用できる。

また、B市町村役場では、当時から必要に応じて、職員が他課のところに赴いて事務を処理していることもあるとしていることから、昭和55年4月から56年3月までの期間については、免除申請がなされたものと推認できる。

一方、申立人は、国民年金の免除申請申請を行ったのはこの1回だけであり、昭和56年4月以降同申請を行った記憶はないとしており、また、申立人の所持する国民年金手帳及びB市町村役場の国民年金被保険者名簿には免除申請の記録も無く、ほかに申請免除の申請をしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から49年12月まで  
② 昭和53年1月から54年3月まで

申立期間①については、二十歳になって、しばらくの間はA市町村に住む親が国民年金保険料を納付してくれていた。その後、私がB市町村役場C出張所で加入手続をし、保険料も納付していた。

申立期間②についても、私が、D市町村役場で保険料を納付していた。

以上のように、保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、E市町村からB市町村へ移転した後、B市町村役場C出張所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月以降、B市町村役場で払い出され、申立人の主張どおり、加入手続が行われていたことが確認できる。

また、申立人は国民年金手帳の交付場所や保険料納付方法などを鮮明に記憶しており、これらの記憶は、当時のB市町村役場の国民年金保険料納付方法等とおおむね合致することから、申立内容には信ぴょう性がある。

一方、申立人が、昭和47年12月から49年12月までの期間を除く申立期間①及び申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①について、申立人は、二十歳になった時に、A市町村に住む両親が国民年金加入手続をして保険料も納付してくれていたと主張してい

るが、当時、申立人の住所はE市町村であり、両親がA市町村で申立人の国民年金加入手続をし保険料も納付していたとは考え難い。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人は、D市町村役場で保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料の納付に関する記憶はあいまいである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和37年9月1日に、資格喪失日に係る記録を38年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から38年8月1日まで

A事業所での厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、加入記録が無い旨の回答があった。正社員となった昭和37年9月1日から結婚のため退職した38年8月1日までの期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番は見られない。

しかしながら、当該事業所が保管する従業員名簿及び社会保険台帳において、申立人の氏名が記載されており、昭和37年9月1日に入社し、38年8月に退社していることが確認できる。

また、当該事業所は社会保険に加入していなければ、社会保険台帳に氏名が記載される事はないと回答しており、当時の当該事業所の社会保険の加入状況（内勤社員及び集金員は加入、販売員は未加入）から、内勤社員として勤務していた申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立人と同じ職場の同僚及び申立人から仕事の引継ぎを受けた同僚（昭和38年8月1日資格取得）からも、申立人は申立期間に内勤社員として

勤務していたとの供述を得ており、当該同僚は厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、昭和37年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年8月1日に資格を喪失したものとすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管していた従業員名簿により申立人の給与が9,800円であったことが確認できることから、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できる当時の資料が無いものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年9月から38年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から36年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和34年7月1日に、資格喪失日に係る記録を36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年2月1日まで

老齢年金裁定請求時に申立期間の加入記録が無いとの回答があったが、私は、高校卒業後洋裁学校へ通っている時、A事業所で職員の募集があり応募し採用された。仕事の内容は、出荷したその日の売上げの計算等であり、職員であったことに間違いがないので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立てに係る事業所で勤務していたことは、申立人の鮮明な記憶及び時期が多少異なるものの同じ業務に従事していた同僚3人の供述から推認することができ、当該同僚全員は厚生年金保険被保険者としての加入記録が存在する。

また、申立人と当該同僚全員が同じ条件で勤務していたことは、当該同僚のほか、当時一緒に勤務していた業務が異なる他の同僚も供述している。

さらに、そのうちの1人は、申立人は昭和34年4月1日に入社し、入社当初は異なる仕事をしていたが当該同僚自身が辞める(昭和34年4月30日退社)ことで引継ぎをしたと供述しており、別の同僚は、申立人がB事業所(昭和36年3月1日入社)へ就職するために辞めたことを記憶していたことから申立期間に勤務していたことは相違ないものと推認することができるものの、当

該同僚全員が、入社当初試用期間が3か月ほどあり、その間は厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

加えて、申立人が供述した当時の当該事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和34年7月1日から36年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前任者である同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年7月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年4月から6月までの期間については、申立人及び同僚等の供述から試用期間があったものと推認され、当該期間についての厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成2年10月まで

申立期間当時、私は、A国に留学しており、オートバイに乗っていたので、万が一事故で私が障害を負ったときのことを考え、父が国民年金に加入し、保険料を納付してくれていたと、母から聞いていた。

しかし、年金記録を照会したところ、父がかけてくれていた期間の国民年金の納付記録が無く、納付できないので、記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年12月14日に払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市町村役場が保管している申立人の被保険者記録において、20歳到達以降平成2年11月20日付で国民年金に加入するまで未加入期間とされていることから、申立人が留学していた事情を知っている申立人の父が、この時初めて、申立人の国民年金への加入しをしたと推認される。

加えて、申立人の国民年金保険料の納付は平成2年12月より当月月末に口座引落されており、加入当初である11月の保険料については、3年1月9日に別途納付された形跡があることから、申立人の父は、2年11月に申立人の国民年金への加入し及び保険料の口座振替開始しをしたと推認される。

なお、申立人自身は、国民年金への加入しや申立期間に係る保険料の納付

に關与しておらず、実際に携わっていた申立人の父からも証言を得られないため、申立人の国民年金への加入状況や納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの期間及び45年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで

国民年金納付記録の照会申出書を提出したところ、申立期間①については納付事実が確認できず、申立期間②については申請免除となっているとの回答をもらった。

昭和44年4月2日（婚姻届提出は昭和44年5月24日）に結婚し、A市町村B地区に住むようになった。当時は、夫は、会社勤務で厚生年金保険に加入しており、国民年金保険料を納付できないような状況ではなく、したがって、免除申請をする必要もなかった。

以上のような状況であるので、納付記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間に係る納付状況についての記憶はあいまいであり、ほかに有力な証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和59年5月から60年1月までの国民年金保険料については、未加入であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年2月まで  
② 昭和59年5月から60年1月まで

申立期間①の国民年金保険料については、昭和45年9月18日にA市町村役場B出張所において、特例納付した。領収書等の証拠書類は無いが納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

また、申立期間②の国民年金保険料については、当時のC市町村役場D支所の窓口係が、「貴方は第3号被保険者で年金はかからない。」旨指導し、保険料を受け取ってもらえなかったため納付できなかったのもので、未加入と納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月18日にA市町村役場B出張所において、申立期間①に係る国民年金保険料として8、9万円を一括で特例納付したと主張しているが、特例納付したとする金額は、実際に必要な金額と比較すると差異がある上、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、昭和45年9月18日であり、申立期間①については国民年金に未加入とされている。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和59年当時、市町村役場の係員が国民年金保険料を受け取らなかったと主張しているが、この係員は56年3月に市町村役場を退職しており、ほかに有力な証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す



ると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②が国民年金に未加入であったものと認めることもできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年1月までの国民年金の保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年1月まで

申立期間の国民年金保険料については、申立人の妻が、昭和62年1月に勤めていた工場を退職して間もなく支払われた退職金をもとに、時期ははっきりしないが、A市町村役場住民課の窓口で45万円程度をさかのぼって納付したので、領収書等の証拠書類は無いが、納付記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、昭和62年1月に申立人の妻がそれまで勤めていた工場を退職した際に支払われた退職金をもとに、A市町村役場住民課の窓口で45万円程度をさかのぼって納付したとしているが、納付したことを確認できる関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに有力な証言も得られない。

また、申立人の妻は、A市町村役場住民課の職員へ国民年金保険料を納付しその職員を知っているとしているものの、職員の氏名を明言せず、保険料の納付時期もはっきりとは覚えていないとするなど、その記憶はあいまいである。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付に必要な金額と、申立人が納付したとする金額とには、かなりの差異がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月16日から同年12月30日まで  
② 昭和43年1月4日から45年4月21日まで

年金記録を照会したところ、昭和42年3月から45年4月までの厚生年金加入期間について、45年8月に脱退手当金として支給済みであるとの回答を得た。これまで、脱退手当金について、自分自身が請求した記憶も、その一時金を受け取った記憶も無いことから、当該期間について年金支給の基礎となる期間として記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所を、同時期に退職した同僚も申立人と同様に脱退手当金の受給記録が確認できる。

また、申立人と同時期に、脱退手当金を受給した他の同僚は、退職の際に会社から脱退手当金の説明はなかったが、退職後に一時金を受給できる旨のハガキが届き、脱退手当金の制度に関する認識もなく受給してしまったと供述している。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱退」の押印がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日の約4か月後の昭和45年8月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 12 月 1 日に A 事業所を辞めすぐに B 事業所で勤務したが、厚生年金保険の期間照会をしたところ、35 年 12 月 1 日に厚生年金保険に加入したようになっていた。給与明細書等は無いが、私の記憶に間違いはないので、記録を訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

C 事業所 (B 事業所と合併) から提出された昭和 35 年度臨時工索引名簿で、申立人が昭和 34 年 12 月 29 日に B 事業所に採用されたことは確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、C 事業所から提出された被保険者台帳と社会保険庁が保管する被保険者台帳とを見ると、申立人の厚生年金保険の資格取得日 (昭和 35 年 12 月 1 日) 及び資格喪失日 (昭和 38 年 12 月 28 日) は同一であり、資格取得日が申立人と同じ同僚に聞き取り調査を行ったところ、当時の B 事業所は、入社時には厚生年金保険に加入してくれなかったと供述している。

さらに、現在の C 事業所担当者は「B 事業所は、従業員を採用後、臨時工から本工採用になり、その 2 か月から 3 か月後に厚生年金保険に加入させており、その間は厚生年金保険料を控除していない。」と供述しており、事業所保管の名簿から申立期間当時、申立人は臨時工であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月まで

A高等女学校（現在は、B高等学校）3年在学中に、学徒動員によりC事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA高等女学校に在学し、学徒動員されていたことはB高等学校の回答により推認できるが、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しない取扱いとなっている。

また、厚生省保険局長通牒<sup>ちょう</sup>「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、勤労働員学徒については、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、労働者年金保険法における被保険者には該当しない取扱いとなっている。

なお、学徒勤労令（昭和19年8月23日勅令518号）及び学徒勤労令施行規則（昭和19年8月23日文部、厚生、軍需省令）においても、学徒勤労を受ける者が負担する経費として厚生年金保険料は規定されていない。

このほか、申立てに係る事業所は申立人の厚生年金保険の資格に関する届出及び保険料の納付を行っていないと回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月から34年9月まで

A事業所で勤めた期間について、厚生年金保険の期間照会の申出をしたところ、該当記録なしという回答をもらった。昭和31年2月にB事業所を退職し、34年10月からC事業所に勤務するまでの間、A事業所D支店で勤務していた。当時の同僚との写真、記念品等も所持しており、勤務していたのは間違いのない事実である。同僚達は、現在A事業所での期間の厚生年金保険を受給しており、私だけが受給できないのはおかしい。どうしても納得できないので第三者委員会に申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所は、現存していないため、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が営業社員として勤務していた当時、「内勤社員は厚生年金保険に加入していたが、営業社員は、昭和35年以降に労働組合が設立されるまで未加入だった。」と上司及び同僚が供述している。

さらに、申立人の記憶する上司及び同僚の申立期間における、内勤社員であった同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できるが、申立人と同じ営業社員の厚生年金保険被保険者記録は、労働組合が設立されたとされる昭和35年以降の同年7月1日に資格取得されていることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所のD支店及びE支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号にも欠番が見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月から25年8月まで  
② 昭和25年9月から27年8月まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所へ照会したところ、①の申立期間のA事業所は加入記録が無い、②の申立期間のB事業所は厚生年金保険適用事業所名簿に該当事業所が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間において両事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間と認めて、厚生年金保険の年金額を少しでも増やしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A事業所は昭和32年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元同僚の供述から申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が、申立期間①に厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料は無く、事業主からの供述も得ることはできない上、当該同僚からも保険料控除についての有力な供述は得られない。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険被保険者番号に欠番は無い。

さらに、申立期間②について、B事業所は、公立で現在C事業所に統合されており、申立期間②は社会保険事務所保管の事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業所は厚生年金保険の適用は確認できずと回答しており、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 3 月 1 日まで  
昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 28 日にかけて勤務していた、A 事業所での厚生年金保険の加入期間の記録がない。

申立期間当時は、臨時職員として勤務し、B 駅で小荷物の受渡し、C 駅で改札案内の仕事をしており、昭和 43 年 3 月からは、D 駅で踏切保安係として勤務することとなった。

申立期間当時にかけていた失業保険被保険者証もあり、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA 事業所に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、E 法人からの回答書によると、当時のA 事業所では、試用員や臨時雇用員に対して、職員に適用された共済組合員の資格が付与されておらず、厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられており、E 法人において、申立人が申立期間、厚生年金保険に加入していたか否かは確認できないとのことであった。

さらに、申立人と同時期に入社した複数の同僚についても、申立人と同様、共済組合加入前の期間において、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

加えて、社会保険事務所の保管するA 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は無く、申立期間において欠番も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月から 30 年 10 月まで

A事業所に勤めていた申立期間の厚生年金保険加入期間について照会したところ、該当記録が見当たらないとの回答であった。私は、同事業所がB市町村で工事を行っているときに採用され、潜水夫のポンプを押し仕事をしていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人がA事業所が行う工事の現場に勤務していたことは、申立人の具体的な勤務の記憶及び申立人がポンプを押ししていた潜水夫の供述等から推認することができる。

しかし、社会保険事務所が保管するA事業所の被保険者名簿には申立期間において整理番号に欠番が無く、申立人及び同時期に同じくポンプを押ししていたとする同僚の氏名も見当たらない。

また、A事業所には、当時の人事記録及び賃金台帳等の資料が無く、同僚等から、申立人が厚生年金保険料を控除されていたとの供述も得られず、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月1日から同年7月11日まで  
② 昭和57年1月18日から同年5月6日まで  
③ 昭和57年10月22日から58年1月29日まで

社会保険事務所においてA事業所での4回の勤務について厚生年金保険加入期間照会申出書を提出したところ、辞令の期間より厚生年金保険の加入期間が短いことに納得がいかない。講師の時に担任を持っていたので常勤だった。給与明細書等の資料は残っていないが、辞令を受けたときから常勤として勤務しており厚生年金保険加入前と加入後で待遇が変わったことはない。記録の訂正を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票において健康保険被保険者整理番号に欠番は見られず、申立人は申立期間②及び③について国民年金に加入し国民年金保険料を完納している。

また、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者記録は厚生年金保険被保険者記録と一致しており、申立期間①、②及び③については加入記録が確認できない。

さらに、申立期間②について、当該事業所から、申立人が所持している3枚の辞令の任用期間がいずれも2か月以内であるため厚生年金保険法第12条第2号の趣旨から厚生年金保険には加入させていないとの回答が得られた。

加えて、申立期間①及び③について、当該事業所から「申立人が所持している辞令の任用期間では2か月を超えているが、産休代替の任用の場合、産前6週間、産後8週間が任用期間となり、いずれも2か月を超えないため厚生年金保険には加入させない。辞令は後追いで発行され、辞令に記載する任用日は産前の任用日にさかのぼるため、結果として産前産後の期間を含めて2か月を超えたものが残っていると考えられる。」との回答が得られ、申立人はこれに該当し、産前産後の期間、いずれも2か月以内であり、厚生年金保険に加入させていなかったと推認することができる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 15 日から 51 年 4 月 30 日まで  
昭和 50 年 8 月 15 日から 51 年 4 月 30 日まで A 事業所で勤務していた。  
当該期間において給与から厚生年金保険料が天引きされていたかどうかは不明であるが、勤務していたことは確かであり、当該期間について厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は、申立期間当時に勤務していた従業員への調査から申立人の在籍は確認できると回答していることから、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認することができるものの、在籍期間までは推認することはできず、同社には、申立人の在籍期間を確認できる資料は無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、同僚等の供述も得られず、ほかに控除されていたとする周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している職歴審査照会回答票には、申立期間における整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。